

緊急工事施行要綱

昭和 61 年 4 月 4 日訓第 6 号
改正 平成 元年 3 月 31 日訓第 4 号
平成 6 年 4 月 1 日訓第 7 号
平成 8 年 4 月 1 日訓第 7 号
平成 13 年 4 月 1 日訓第 8 号
平成 18 年 8 月 1 日訓第 16 号
平成 23 年 4 月 1 日訓第 6 号
平成 23 年 7 月 1 日訓第 10 号
令和 3 年 7 月 30 日訓第 7 号
令和 3 年 7 月 30 日訓第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この訓は、工事施行規程（昭和 39 年訓令第 12 号。以下「規程」という。）第 10 条第 2 項に規定する緊急工事の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この訓の規定は、規程第 4 条から第 9 条までの規定に定める手続により、請負単価契約を締結した工種であつて、かつ、当該契約に係る工事施行命令（工事変更施行命令を含む。）が建設部長から発せられた緊急工事の施行（以下「施工」という。）について適用する。

(施工の上申)

第 3 条 規程第 8 条に規定する工事施行課長（以下「工事施行課長」という。）は、請負単価契約の受注者に施工を指示する必要があるときは、緊急施工上申書（様式第 1 号）に指示書（様式第 2 号）を添付して建設部長に上申しなければならない。

(緊急施工上申書作成の留意事項)

第 4 条 緊急施工上申書を作成する場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 施工の時期が特定されるものについては、その時期を失しないこと。
- (2) 施工の時期、施設の移設及び埋設その他施工について必要な事項は、関係方面と調整されていること。
- (3) 工事の内容及び必要に応じて従来 of 経過、関係法規等に関し留意すること。

(監督職員)

第4条の2 監督職員の指名等については、規程第11条及び第12条の規定を準用する。

(緊急施工命令等)

第5条 建設部長は、緊急施工上申書を受理したときは、その内容を審査した後、緊急施工命令書(様式第3号)を監督職員に、監督職員を経て指示書を受注者に送付しなければならない。

2 工事施行課長は、災害その他により緊急に工事を施工する必要があるときは、建設部長の工事命令を受けてこの訓の定めによらないで処理することができる。ただし、事後所定の手続きをとらなければならない。

(変更施工)

第6条 監督職員は、指示内容を変更する必要があるときは、緊急施工変更上申書(様式第4号)を作成しなければならない。

2 前項の緊急施工変更上申書の作成その他の手続きについては、第3条、第4条及び前条の規定を準用する。この場合において、前条中「緊急施工命令書(様式第3号)」とあるのは、「緊急施工変更命令書(様式第5号)」と読み替えるものとする。

第7条 削除

(監督職員の遵守事項)

第8条 監督職員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設計書、仕様書及び指示書(以下「設計図書」という。)に基づき、指定した日(以下「指定日」という。)までに工事を完了させること。
- (2) 作業時間の変更、延長等について、指示又は了知しておくこと。
- (3) 工事現場の秩序を保持させること。
- (4) 労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等関係法規に基づく工事現場の安全管理には細心の注意を払い、工事現場内外の危険防止のため必要な措置を講じ作業させること。
- (5) 施工に伴い工事現場内外の施設その他工作物に損傷を与えるおそれがあるときは、あらかじめ防護に必要な措置を講じて作業させること。
- (6) 工事の監督その他施工について必要な事項を処理すること。

2 前項各号に掲げるもののほか、監督職員及び監督員は、特に工事現場の状況に精通し、設計図書に基づき、施工順序、施工方法その他施工について必要な事項を指示し、これに違反するものがあるときは、直ちに是正させなければならない。

(書類及び帳簿等の整理)

第9条 監督職員は、次に掲げる書類及び帳簿を備え、施工に関する事項を常に整備しておかなければならない。ただし、工事の種類等によりその必要を認められないものについては、これを省略することができる。

- (1) 設計図書
- (2) 監督記録簿
- (3) 第11条の規定により受注者から提出された書類
- (4) その他必要と認められるもの

(工事实施上の措置)

第10条 監督職員は、工事の実施上必要があるときは、建設部長を経て次に掲げる事項について、あらかじめ措置しておかなければならない。

- (1) 施工について関係先に通知する必要があるときには、直ちに行うこと。
- (2) 施工について関係行政機関の許認可等の手続を要するときは、直ちに行うこと。
- (3) 施工に支障となる施設等について必要な措置をしておくこと。

(現場代理人等の報告)

第11条 監督職員は、受注者に指示書に基づき施工させるときは、次に掲げる書類を受注者から提出させなければならない。

- (1) 現場代理人等(変更)届
- (2) その他必要と認められるもの

2 監督職員は、施工過程において次に掲げる書類を受注者から提出させなければならない。

- (1) 工事記録
- (2) 工事記録写真
- (3) 材料試験成績表
- (4) その他必要と認められるもの

3 監督職員は、受注者の提出した書類を審査し、著しく不相当と認められるときは、理由を示してその変更を求めなければならない。

(設計図書の疑義)

第12条 監督職員は、受注者から設計図書について疑義の申立があったときは、受注者に適切な指示をしなければならない。

2 監督職員は、工事について設計図書に明示されないものであっても、施工上当然施工しなければならない軽微なものについては、これを受注者に施工させなければ

ならない。

(下請負)

第13条 監督職員は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(設計図書不適合の場合の改造命令)

第14条 監督職員は、指示書に基づく施工が設計図書に適合しない場合は、受注者にその改造を要求しなければならない。

(完了届等)

第15条 監督職員は、指示書に係る工事が完了した場合は、受注者から完了届(様式第6号)を提出させ事実を確認の上、完了確認書(様式第7号)に当該届を添付して建設部担当部長(総合開発担当)(以下本則において「担当部長」という。)に提出するとともに、建設部長にその旨を報告しなければならない。

第16条 削除

(工事の監督についての適用)

第17条 第7条から第15条までに定めるもののほか、工事の監督については、規程第20条から第24条まで、第29条及び第30条の規定を適用する。

(検査命令)

第18条 担当部長は、第15条の書類を受領したときは、検査職員を定め、検査命令書(様式第9号)により検査を命ずるものとする。ただし、当該工事の監督職員及び別に定める職員に命ずることはできない。

2 担当部長は、前項の検査職員の代理を認めてはならない。

(検査等)

第19条 検査職員は、検査を行ったときは、検査調書(様式第10号)を担当部長に提出しなければならない。

2 検査職員は、検査を行い、当該工事に修補の必要があると認めるときは、受注者に期限を定めて修補指示書(様式第11号)により指示するとともに、その旨を監督職員に通知し、かつ、検査調書及び修補指示報告書(様式第12号)を担当部長に提出しなければならない。

3 監督職員は、修補が終了したときは、受注者から直ちに修補終了届(様式第13号)

を提出させ、当該修補を確認の上、当該修補終了届を検査職員に提出しなければならない。

- 4 検査職員は、前項の修補終了届を受け取ったときは、当該修補終了届を担当部長に提出しなければならない。
- 5 担当部長は、検査の結果が合格と認めたときは、受注者に検査合格通知書（様式第13号の2）を、監督職員に検査結果通知書（様式第13号の3）を送付するとともに、建設部長にその旨を通知しなければならない。

第20条 削除

（検査についての適用）

第21条 第18条及び第19条に定めるもののほか、検査については、規程第34条及び第36条から第39条までの規定を適用する。

（完了報告書等の提出）

第22条 工事施行課長は、緊急工事に係る請負単価契約の履行期間が満了したときは、完了報告書（様式第14号）及び完了図面その他当該工事に係る書類を建設部長に提出しなければならない。ただし、必要と認めない完了図面その他当該工事に係る書類については、この限りではない。

附 則

この訓は、昭和61年4月15日から施行する。

附 則（平成元年訓第4号）

（施行期日）

- 1 この訓は、平成元年3月31日から施行する。
（経過措置）

2 略

附 則（平成6年訓第7号）

（施行期日）

- 1 この訓は、平成6年4月1日から施行する。
（経過措置）

2 略

附 則（平成8年訓第7号）

（施行期日）

- 1 この訓は、平成8年4月1日から施行する。
附 則（平成13年訓第8号）

(施行期日)

- 1 この訓は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓施行の際この訓による改正前の緊急工事施行要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、この訓による改正後の緊急工事施行要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則 (平成 18 年訓第 16 号)

この訓は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年訓第 6 号)

この訓は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年訓第 10 号)

この訓は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年訓第 7 号)

この訓は、令和 3 年 7 月 30 日から施行する。

附 則 (令和 3 年訓第 9 号)

この訓は、令和 3 年 7 月 30 日から施行する。